

○YouTube東広島市公式チャンネル利用方針

「東広島市ソーシャルメディア等に関する運用ガイドライン」に基づき、YouTube東広島市公式チャンネルの利用方針を次のとおり定める。

1 ソーシャルメディア等の種類

YouTube（ユーチューブ）

2 チャンネルの概要

- （１）チャンネル名 東広島市公式チャンネル
- （２）チャンネル管理者 東広島市総務部経営戦略チーム広報戦略担当
（問い合わせ）電話（082）420-0919 FAX（082）420-0402

3 情報発信を行う目的

市政に関する様々な情報を動画で発信する媒体としてYouTubeを活用することにより、市の広報活動を推進することを目的とする。

4 情報発信を行う内容

- （１）市政情報、市が主催・共催・後援するイベント情報
- （２）本市の観光情報、特産品や新商品に関する情報
- （３）本市の魅力及び特長に関すること
- （４）その他、市民の利害に関する情報及びシビックプライドの醸成に資する情報

5 運用方法

- （１）情報発信責任者
総務部経営戦略チーム広報戦略担当
- （２）運用時間
投稿は不定期に実施することとし、原則として開庁日の８時３０分から１７時１５分までの間に行う。ただし、これ以外の時間に投稿することがより効果的な情報発信となる場合はこの限りでない。
- （３）意見や質問への対応方法
YouTubeの閲覧者（以下、「閲覧者」という。）は、本市の動画にコメントすることができる。ただし、本市からは原則、返信は行わない。返信が必要な意見や質問等がある場合は、閲覧者が電話又は市ホームページにある各所属への問合せフォーム等を利用して問い合わせる。また、災害や火災、救急等に関する情報は、１１０番又は１１９番に通報する。

6 閲覧者の遵守事項

閲覧者は、市の動画に対し、次の各号に掲げるコメント（以下、「禁止事項」という。）をしてはならない。なお、閲覧者のコメントの内容について、チャンネル管理者、情報発

信責任者又は当該情報の内容を所管する所属の長が禁止事項に該当すると判断した場合は、閲覧者に事前に通知することなく、コメントの削除その他必要な措置を取ることができる。また、YouTubeの機能により、特定の閲覧者をブロックすることができる。

- (1) 市、他の閲覧者又は第三者を誹謗中傷するコメント
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのあるコメント
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載するコメント
- (4) 政治及び宗教活動を目的としたコメント
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的としたコメント（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (6) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのあるコメント
- (7) 他の閲覧者又は第三者に関して、住所、電話番号又はメールアドレス等の個人情報を特定、開示又は漏えいするなど、個人のプライバシーを侵害するコメント
- (8) 有害なプログラム等を送信することにより、通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害するコメント
- (9) 市及び他の閲覧者又は第三者に不利益を与えるコメント
- (10) 市の投稿とは無関係であることが明らかなコメント
- (11) その他、運用管理者、アカウント管理者及び情報発信責任者が不適切と判断したコメント

7 知的財産権の帰属

市が投稿した情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、市又は原権利者に帰属し、閲覧者は無断で複製又は転載することはできない。ただし、私的使用のための複製又は引用等、著作権法上認められた例外を除く。

8 免責事項

- (1) 市は、投稿する情報について、細心の注意を払うこととするが、事業の中止や変更等、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) 市は、市が投稿した情報を閲覧者が利用又は信用したことにより、閲覧者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (3) 市は閲覧者がコメントした内容について、一切の責任を負わない。
- (4) 市は、閲覧者間又は閲覧者と第三者間のトラブルによって、閲覧者若しくは第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 市は、投稿した情報を予告なしに変更又は削除することができる。
- (6) 市は、ソーシャルメディア等の利用方法や技術的な質問に関して、一切答えることはできない。

(7) 市は、予告なくこの利用方針を変更し、又は当該チャンネルの運用を中止することがある。

9 個人情報に関する取扱い

投稿における個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月1日条例第5号）及び関係法令に基づき、適切に取り扱うこととする。

10 その他

この利用方針に定めのない事項については、経営戦略チーム広報戦略担当が別に定めるものとする。

附 則

この利用方針は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この利用方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この利用方針は、令和7年4月1日から施行する。